

子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）予防接種のお知らせ

平成 25 年度から令和 3 年度までの間に定期接種の対象で、接種を逃した方へ子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）予防接種を行います。

リスクと有効性を理解したうえで、接種されることをおすすめいたします。

【対象者】平成 9 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの稚内市に住民登録のある女性で、過去に子宮頸がんワクチンを合計 3 回接種していない方
〔過去に 1 回接種済の方は、残り 2 回分公費で接種できます〕
〔過去に 2 回接種済の方は、残り 1 回分公費で接種できます〕

【接種対象期間】令和 7 年 3 月 31 日まで

【接種回数・間隔】全 3 回接種（過去に 1 度も接種していない場合）

4 価ワクチン【ガーダシル】について

標準的な接種期間 1 回目から 2 カ月の
間隔をあけて 2 回目



〈標準的な接種期間に接種できない場合〉
2 回目は 1 回目から 1 カ月以上あける。
3 回目は 2 回目から 3 カ月以上あける。

過去に 1～2 回接種後に長期間中断している場合は、気付いた時点で接種を再開

【接種医療機関】

「市立稚内病院」	「クリニック森の風」	「こどもクリニックはぐ」
毎週火曜日 11:00 予約制 Tel23-4890 (予約専用回線 平日 12:00～16:30) ※ 接種の 1 週間前までに予約が必要です	詳細は予約時にお問い合わせください。 予約制 Tel34-6565 ※ 事前に予約が必要です	診療日時が変更になることがありますので、詳細はお問い合わせください。 Tel34-8989

「接種に必要なもの」健康保険証・診察券・母子手帳・在留カード等(外国籍の場合)

※母子手帳を紛失した場合等は、医療機関に用意している接種カードを 1～3 回目まで使用してください

【注意事項】

- ・進学等やむを得ない事情により市外で接種を希望される場合は、事前に申請が必要です。お問い合わせください。
- ・過去に、自己負担で接種された方は、ご相談ください。

*新型コロナウイルスワクチンの接種後は、2 週間後から 子宮頸がんワクチンを接種することができます。

*子宮頸がんワクチンの接種後は、2 週間後から 新型コロナウイルスワクチンを接種することができます。

子宮頸がんワクチンの接種機会の提供について

子宮頸がんワクチンは、接種後に報告された多様な症状について十分に情報提供ができない状況にあったことから、国は平成 25 年度から令和 3 年度まで、個別に接種をお勧めする取組を一時的に控えていました。しかし、専門家の会議で安全性に特段の懸念が認められないことがあらためて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回るとし、令和 4 年度より個別に接種をお勧めする取組を再開しました。

この取組を控えていた間に定期接種の対象であった方へ、公平な接種機会を確保する観点からあらためて接種の機会を提供することになりました。

〈問い合わせ先〉稚内市中央 4 丁目 16 番 2 号（稚内市保健福祉センター内）

稚内市生活福祉部健康づくり課 電話：23-4000